

新居浜市地域商品券 取扱店舗募集要項

1. 事業の趣旨

物価高騰による市内の個人消費への影響を緩和し、市内での消費活動を促進し、地域経済の活性化を図るため、市民1人あたり5,000円分の「新居浜市地域商品券」を発行いたします。

2. 「新居浜市地域商品券」の概要

名 称	新居浜市地域商品券
発 行 総 額	5億6,000万円
発 行 冊 数	112,000冊 (5,000円/冊、500円券10枚綴)
利 用 期 間	令和8年6月1日(月)から令和8年10月31日(土)まで
対 象 者	令和8年4月1日時点で新居浜市に住民登録がある方
取 扱 店 舗	新居浜市内において店舗を営む事業者(登録制)
対 象 外 商 品	(1) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 (2) 出資や金融商品、債務の支払い (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの (4) 電子マネーへの入金(チャージ) (5) 国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む) (6) 自らの事業上の取引(商品仕入れ等) (7) 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関する支払い (9) 現金との換金、金融機関への預け入れ (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの (11) 通信販売等の支払い (12) その他地域商品券の発行趣旨にそぐわないもの
換 金 方 法	取扱店舗募集チラシを参照
換 金 受 付 期 間	令和8年6月1日(月)から令和8年11月13日(金)まで

3. 取扱店舗における厳守事項

取扱店舗は次に掲げる事項を厳守してください。

- 新居浜市地域商品券は、新居浜市内の取扱店舗のみで利用可能とします。
- 取扱店舗であることが明確になるよう、ステッカー・ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

- (3) 地域商品券は、物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とします。
- (4) 地域商品券の転売、現金との交換、再流通、偽造等を行わないでください。
- (5) 地域商品券の利用を見込んで通常よりも高い値段設定をするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- (6) 対象外商品の販売を行わないでください。
- (7) 地域商品券を受け取ったときは、再流通を防止するため地域商品券の裏面に店舗名を押印または記入し既に押印または記入のあるものは受け取らないでください。同様に見本の表示があるものも受け取らないでください。
- (8) 利用期間外の地域商品券は受け取らないでください。
- (9) 明らかに偽造されたものと判別できる地域商品券は受け取らないでください。また、偽造防止措置がない、色合いが異なるなど、偽造されたものと判別できる場合は受け取りを拒否し、その事実を事務局まで速やかに報告してください。
- (10) 汚損・破損した地域商品券や、偽造防止用のコピーガードが印字されている場合は、受け取らないでください。かつ、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有していない場合は受け取らないでください。
- (11) 地域商品券の額面以下の取引を行った場合であっても釣銭は出さないでください。額面以上のお支払いの際に利用できるものとします。
- (12) 地域商品券の盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して事務局はその責を負いません。
- (13) 地域商品券の換金は令和8年11月13日(金)までに行ってください。
- (14) 登録された店舗名と地域商品券裏面に記入された店舗名が異なる場合、換金しないことがあります。登録内容に変更が生じた際は、速やかに事務局へその旨を届けてください。
- (15) 新居浜市地域商品券事業における取扱店舗に生じた損害等について、事務局はその責を負いません。

4. 取扱店舗登録資格

新居浜市内に店舗を有して事業を営む者。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号) 第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号) 第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (2) 新居浜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- (4) 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者
- (5) 上記2「新居浜市地域商品券」の概要のうち、対象外商品に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号) 第2条に規

定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としない店舗等の営業を行う者

- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (8) その他事務局が不適と認める者

5. 登録申し込みについて

(1) 申し込み方法

本「募集要項」に同意の上、新居浜市地域商品券事務局のホームページ内の申込フォームより申し込みをお願いします。店舗が複数ある場合は、1店舗ごとの登録が必要です。

(2) 申し込み期間

令和8年10月23日(金)まで受け付けます。

※3月20日中までに申し込みいただいた店舗は、各世帯に商品券を送付する際に同封する「取扱店舗一覧表」に掲載いたします。以降の申し込み分については、随時事務局のホームページにて更新させていただきます。

(3) 結果通知

申し込み内容を審査の上、取扱店舗として登録します。登録完了後、取扱店舗登録証明書・換金申請書・返信専用封筒・ステッカー・ポスター・商品券見本等をお送りします。(5月中旬頃の予定)

(4) その他

登録料や換金振込手数料は一切かかりません。

6. 取扱店舗の取り消し等

本「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗登録の取り消し、損害金が生じた際は請求する場合があります。

7. 換金の流れ

(1) 換金受付窓口

新居浜市地域商品券事務局

(2) 換金申請の提出方法

利用済み商品券の本券と換金申請書を、返信専用封筒で事務局へ送付してください。

換金申請書や必要書類一式は、登録完了後に事務局からお送りします。(5月中旬頃の予定)

同封されている返信専用封筒を使用し、最寄りの郵便局窓口へ店舗様からお持ち込みください。

ポストには投函せず、必ず窓口にお持ち込みください。

(3) 換金受付期間

令和8年6月1日から令和8年11月13日までの月～金曜日(祝祭日を除く)

換金受付期間 (到着日起算)	入金予定日
令和8年 6月 1日～令和8年 6月15日	令和8年 6月30日
令和8年 6月16日～令和8年 6月30日	令和8年 7月15日
令和8年 7月 1日～令和8年 7月15日	令和8年 7月31日
令和8年 7月16日～令和8年 7月31日	令和8年 8月14日
令和8年 8月 3日～令和8年 8月14日	令和8年 8月31日
令和8年 8月17日～令和8年 8月31日	令和8年 9月15日
令和8年 9月 1日～令和8年 9月15日	令和8年 9月30日
令和8年 9月16日～令和8年 9月30日	令和8年10月15日
令和8年10月 1日～令和8年10月15日	令和8年10月30日
令和8年10月16日～令和8年10月30日	令和8年11月13日
令和8年11月 2日～令和8年11月13日	令和8年11月30日

※受付期間は事務局への到着日を起算日として、入金させていただきます。

※受付期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(4) 支払方法

申し込み時に指定いただいた口座へ振り込みます。

(5) 換金請求に当たっての注意

- ア. 地域商品券の裏面に取扱店舗名を押印または記入してください。
- イ. 換金申請書は漏れなく記入してください。
- ウ. 換金を申し出た地域商品券が偽造されたものである場合は、換金できません。
- エ. 登録店舗名と換金申請書及び地域商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- オ. 換金は、換金受付期間ごとに1回としてください。

(6) 換金の際に同封する物

- ア. 利用済み地域商品券(本券)
※店舗用控え(商品券右側の切り取り部)は取扱店で保管してください。
- イ. 換金申請書(1枚目)
※店舗用控え(複写・2枚目)は不要です。取扱店で保管してください。

8. その他留意事項

「募集要項」に記載のない事項などに関しては、事務局にご相談ください。

お問い合わせ先

新居浜市地域商品券事務局 10:00～17:00(土・日・祝日除く)

TEL 070-5816-7349

<https://niihama-jutenshien-syohinken.com>



新居浜市地域商品券
事務局ホームページ